

## 別表六の二（五）の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結法人が令和2年改正法第16条の規定による改正前の措置法（以下「令和2年旧措置法」といいます。）第68条の9第1項《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「試験研究費割合の計算」の各欄は、連結親法人事業年度（令和2年改正前の法第15条の2第1項《連結事業年度の意義》に規定する連結親法人事業年度をいいます。以下同じです。）が平成31年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各連結事業年度である場合にのみ記載します。
- 3 「税額控除割合14」は、連結親法人事業年度が令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各連結事業年度にあつては「0.1又は」を消し、連結親法人事業年度が同年4月1日以後に開始する各連結事業年度にあつては「又は0.14」を消します。
- 4 「当期税額基準額19」の記載に当たっては、令和2年旧措置法第68条の9第3項第1号イからハまでに掲げる要件を満たす連結事業年度にあつては、「0.25+(17)+(18)」とあるのは、「0.4+(17)」として計算します。